

王寺町 人権施策に関する基本計画 (案)

令和6(2024)年1月

王 寺 町

目次(案)

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 国・県の動向	2
(1) 国の動向.....	2
(2) 県の動向.....	2
3 王寺町の動向	3
4 計画の位置づけ	4
5 計画の実施期間	4

第2章 計画の基本的な考え方

1 人権施策の体系	5
2 計画の体系	6

第3章 人権施策の推進について

1 人権教育・啓発の推進	7
(1) 家庭教育.....	9
(2) 地域社会に向けて.....	10
(3) 学校教育.....	11
2 人権相談・支援体制の強化	12

第4章 分野別の人権施策の具体的な取組について

1 具体的な取組	16
(1) 部落差別.....	16
(2) 外国人.....	18
(3) 女性.....	19
(4) 子ども.....	21
(5) 高齢者.....	24
(6) 障がい者.....	26
(7) インターネットによる人権侵害.....	29
(8) 災害によるもの.....	31
(9) L G B T Qについて.....	32

第5章 計画の推進

1 推進体制	34
(1) 庁内の連携体制	34
(2) 地域との連携体制	34
2 進行管理	35

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

人権とは、人が生まれながらに持っている権利であり、全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利又は人間が人間らしく生きる権利で、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるべきものです。

我が国では、日本国憲法において基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられると規定し、全ての人々の人権の享有を保障しています。また、憲法第14条の法の下での平等について、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないと規定し、一切の差別を禁止しています。

本町では、平成6(1994)年12月に「王寺町部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例」を施行しました。また、令和4(2022)年1月に「人権問題に関する町民意識調査」を実施し、令和5(2023)年4月に日本国憲法及び世界人権宣言の理念を踏まえ、町及び王寺町まちづくり基本条例の責務を明らかにすることにより、人権侵害が生じることのない、人権を尊重する地域社会の実現に寄与することを目的に「王寺町人権擁護に関する条例」を施行し、新たな人権課題にも視点を広げながら、様々な人権施策の取組を進めてきたところです。

しかし、未だ部落差別をはじめ、外国人、女性、子ども、高齢者、障がい者、LGBTQへの不当な差別等の人権侵害は後を絶たず、いじめや虐待等によって子どもの命が奪われる痛ましい出来事が起こっています。近年、インターネット上においては個人の名誉やプライバシーを侵害し、差別を助長するような書き込みがあふれており、人命に関わる事件に発展する事象も起こっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大というこれまでに経験したことのない困難に直面する中で、関連した差別やひぼう中傷が社会問題となるなど、人権を取り巻く状況の大きな変化が見られます。

本町では、これまでも人権施策に対して真摯に取組を進めてきましたが、変化する社会情勢に対応する必要性を認識し、今まで積み重ねてきた取組を基礎に「王寺町人権施策に関する基本計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 国・県の動向

(1) 国の動向

国では、全ての国民に基本的人権の尊重を保障する日本国憲法の下、人権に関する諸制度の整備や諸条約への加入など、様々な施策が講じられ、一人一人の人権が尊重される社会の実現に向けて取組が進められてきました。

平成12(2000)年には、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定され、地方公共団体は、地域の実情を踏まえて人権教育及び人権啓発に関する施策を推進していかなければならないことが法律に明記されました。

平成28(2016)年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、同年6月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、さらに同年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」と、人権に関する三つの法律が施行されました。

また、令和元(2019)年5月の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(以下「労働施策総合推進法」という。)の改正により、大企業には令和2(2020)年6月から、中小企業には令和4(2022)年4月からパワー・ハラスメントの防止措置が義務付けられました。同じく令和4(2022)年4月からは成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、人権に関する課題への対応も時代とともに変化が生じています。法務省の人権擁護機関では、啓発活動強調項目として掲げる次の17の項目を中心に、人権啓発活動を行っています。

<啓発活動強調事項 17項目>

1. 女性の人権を守ろう	11. 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
2. 子どもの人権を守ろう	12. インターネット上の人権侵害をなくそう
3. 高齢者の人権を守ろう	13. 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
4. 障がい者を理由とする偏見や差別をなくそう	14. ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
5. 部落差別(同和問題)を解消しよう	15. 性的マイノリティを理由とする偏見や差別をなくそう
6. アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう	16. 人身取引をなくそう
7. 外国人の人権を尊重しよう	17. 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう
8. 感染症に関連する偏見や差別をなくそう	
9. ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう	
10. 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう	

(2) 県の動向

奈良県では、平成16(2004)年3月に「奈良県人権施策に関する基本計画」を策定し、県民一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会づくりに向けて、すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く、「豊かな人権文化の創造」を目指すことを基本理念として、様々な人権施策に関する取組を推進してきました。

また、近年のインターネット上の差別事象やLGBTQ^{*1}(性的少数者)といった性的マイノリティに対する差別に加え、平成30(2018)年に実施した「人権に関する県民意識調査」において、依

^{*1} LGBTQとは、L(レズビアン)、G(ゲイ)、B(バイセクシュアル)、T(トランスジェンダー)、Q(クエスチョニング)のことです。

然として同和地区や障がい者、外国人などに対する偏見や差別意識があるとの結果が出ています。その結果を踏まえて、令和2(2020)年3月に「奈良県人権施策に関する基本計画」が改定されました。

さらに、平成28(2016)年4月に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が、平成31(2019)年3月には議員提案により「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

3 王寺町の動向

王寺町では、平成6(1994)年12月に「王寺町部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例」を施行しました。

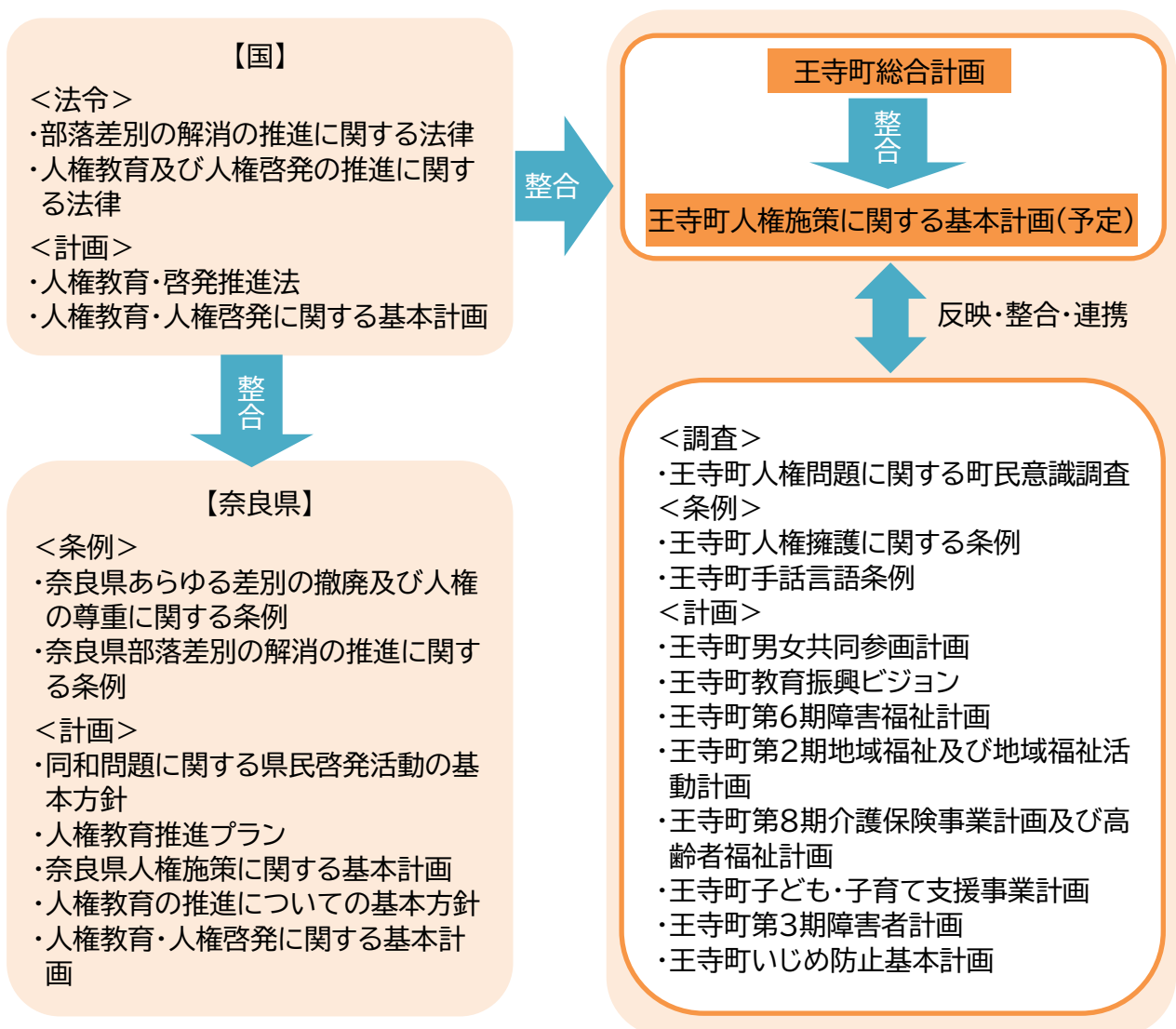
また、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解の促進及び手話の普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の構築を目指し、令和2(2020)年9月に「王寺町手話言語条例」を施行しました。

さらに、令和4(2022)年1月に「人権問題に関する町民意識調査」を実施し、いかなる場合でも差別は許されるものではないという意識の浸透を図り、令和5(2023)年4月に日本国憲法及び世界人権宣言の理念を踏まえ、町及び王寺町まちづくり基本条例(令和2(2020)年12月王寺町条例第35号)第2条に規定する町民(以下「町民」という。)の責務を明らかにすることにより、人権侵害が生じることのない、人権を尊重する地域社会の実現に寄与することを目的に「王寺町人権擁護に関する条例」を施行しました。

4 計画の位置づけ

この計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条及び王寺町人権擁護に関する条例第9条の規定により地方公共団体(町)の責務として、人権施策に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

総合計画を上位計画とし、町の各行政分野の個別計画との整合を図ります。また、本町の人権施策の推進における部局横断的な計画として位置づけ、各行政分野における人権施策の推進にあたっては、本計画を踏まえるものとします。



5 計画の実施期間

この計画の期間は、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化や人権を取り巻く環境の変化に応じ、必要により見直しを行うこととします。

第2章 計画の基本的な考え方

計画の基本的な考え方を次のとおり定めます。

1 人権施策の体系

基本理念	全ての人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが生きがいを持って生活できる 心つながる「和のまち」王寺		
基本目標	①「いかなる場合でも差別は許されるものではない」という意識の浸透 ②「人権侵害を見た、受けた」と感じた時の相談場所や対処を学ぶ場所があり、それを実践する意識の向上 ③「人権を尊重する大切さ」について、広報紙やインターネットを通じての情報発信の強化 ④「人権を尊重する」ことを子どもたちが家庭や地域、学校で学び、親である子育て世代も学べる環境づくり		
施策の方向性	人権教育・啓発の推進	人権相談・支援体制の強化	分野別の人権施策の 取組の推進
主要課題	① 「人権教育・啓発の推進」「人権相談・支援体制の強化」 ② 分野別の取組（「部落差別」「外国人」「女性」「子ども」「高齢者」「障がい者」「インターネットによる人権侵害」「災害によるもの」「LGBTQ」）		

○基本理念の考え方

上位計画である王寺町総合計画の将来像「人とまちがきらめく和（やわらぎ）のふるさと王寺」及び「王寺町人権擁護に関する条例」の基本理念に基づき設定しています。

○基本目標の考え方

「王寺町人権問題に関する町民意識調査（令和4（2022）年1月実施）」の結果から王寺町として特に取組を進める必要がある4つの項目を基本目標として設定しています。

○施策の方向性の考え方

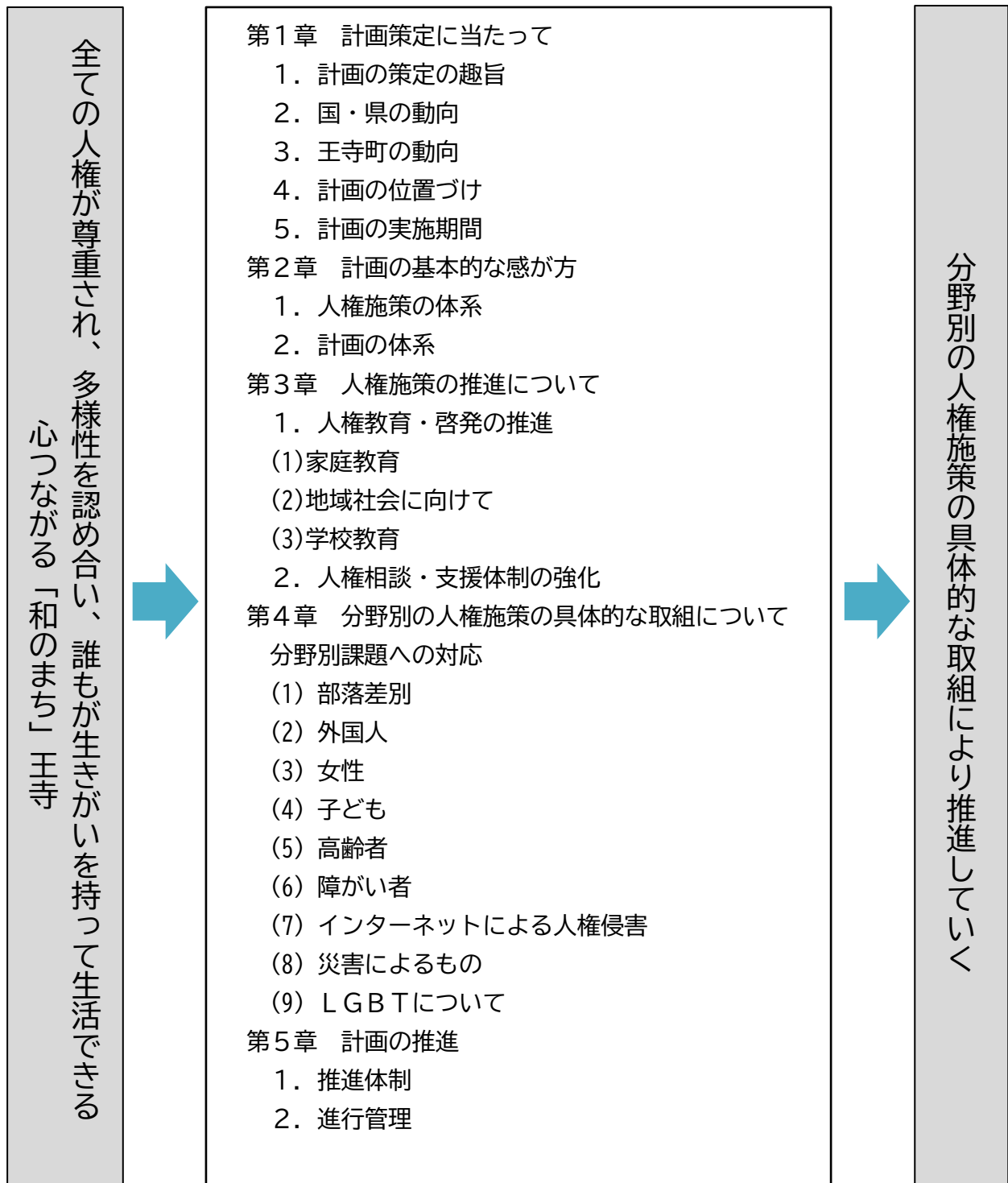
基本理念をめざすにあたって、取り組む施策の方向性を設定しています。

○主要課題について

人権課題の中から主に人権擁護に関する条例に挙げている課題を主要課題に設定しています。

2 計画の体系

計画の基本理念、基本目標、施策の方向性、主要課題を踏まえ、人権施策の推進をもとに分野別の人権施策の推進を図ります。



第3章 人権施策の推進について

1 人権教育・啓発の推進

<現状と課題>

地域社会における同和教育をはじめとして、各種団体機関の協力のもと、「人権尊重のまち」を目指し、王寺町全体で人権教育に取り組んでいます。

町民一人一人が自らの権利を行使することの意義と責任、誰に対しても公正・公平であるべきこと、自分以外の人の人権を尊重することや様々な課題などについて理解を深める必要があります。

毎年、各自治会単位で実施している「人権学習懇談会」は学びを通じて、参加者が感じたこと・気づいたことについて話し合う形態を取り入れており、今後、多様な年代層の積極的な参加促進が必要です。

本町で令和4（2022）年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

「私たち一人ひとりが差別をしない人にならなければならない」の問いに対して、約8割超が「そう思う」との回答であったが、その一方で「どのような手段を講じても差別を完全になくすことは無理だ」との問いに「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」との回答が約7割もありました。

また、「差別の原因には差別される人の側に問題があることも多い」の問いに対して、約3割の人が「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答しています。

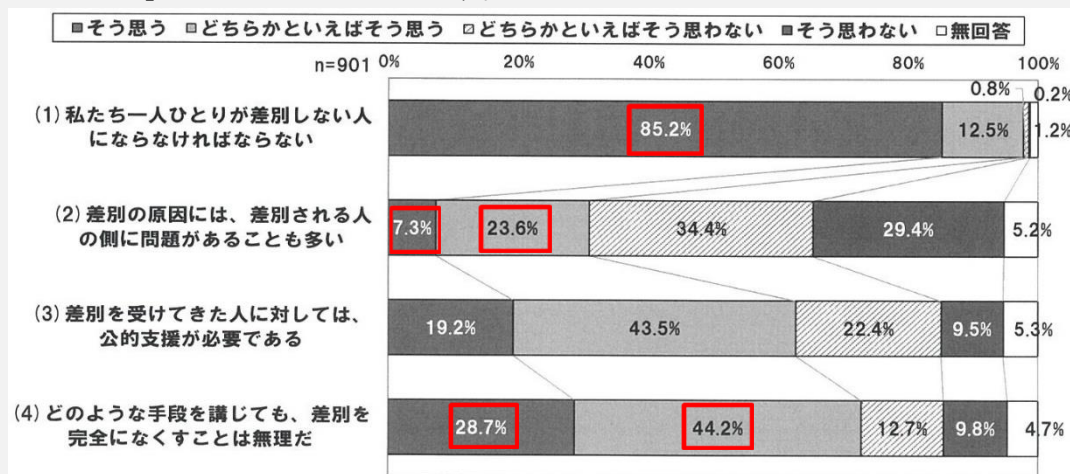
このようなことから王寺町では理由を問わず差別は許されるものではなく、人権を尊重することについて理解を深める必要があります。

<人権問題に関する町民意識調査の結果>

問1 人権に関して、一般的に「差別」というものについて、あなたはどのように思いますか。

((1)~(4)それぞれ、あてはまるもの1つに○)

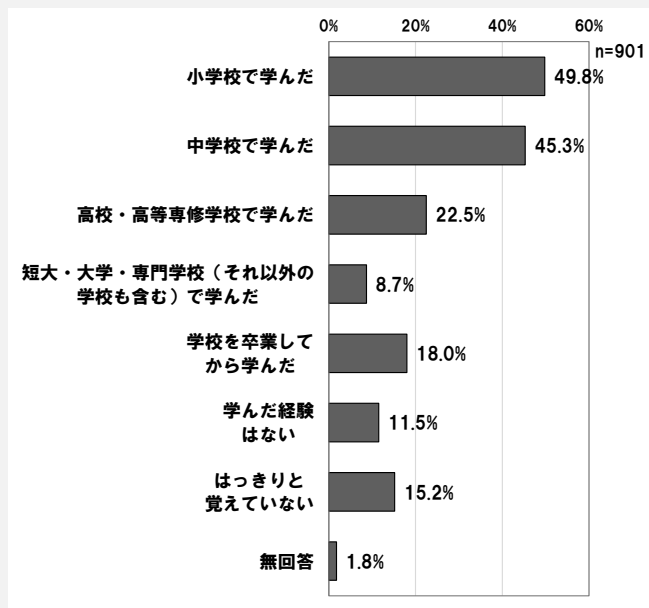
○(1)~(4)で「そう思う」が最も多いのは、「(1)私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」で85.2%となっています。



出典：「人権問題に関する町民意識調査報告書」（令和4（2022）年3月）

問8 あなたは、同和問題や人権問題について、学校の授業等で学んだことがありますか。
 (あてはまるものすべてに○)

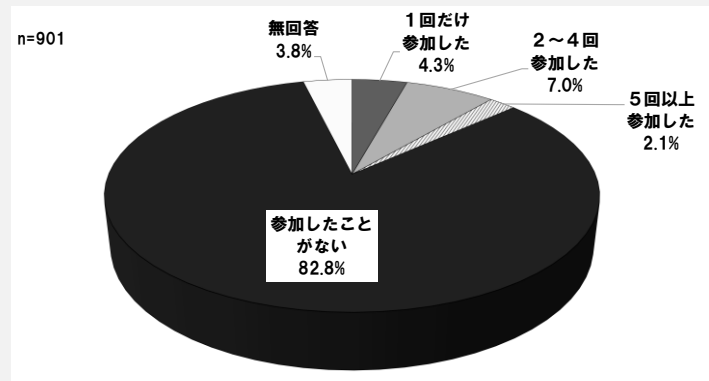
○「小学校で学んだ」が最も多く49.8%となっており、次いで「中学校で学んだ」が45.3%、「高校・高等専修学校で学んだ」が22.5%となっています



出典：「人権問題に関する町民意識調査報告書」(令和4(2022)年3月)

問9 最近(3年程度)、人権問題に関するイベント、講演会、研修会、学習会などに参加したことがありますか。(あてはまるもの1つに○)

○「参加したことがない」が最も多く82.8%となっています。

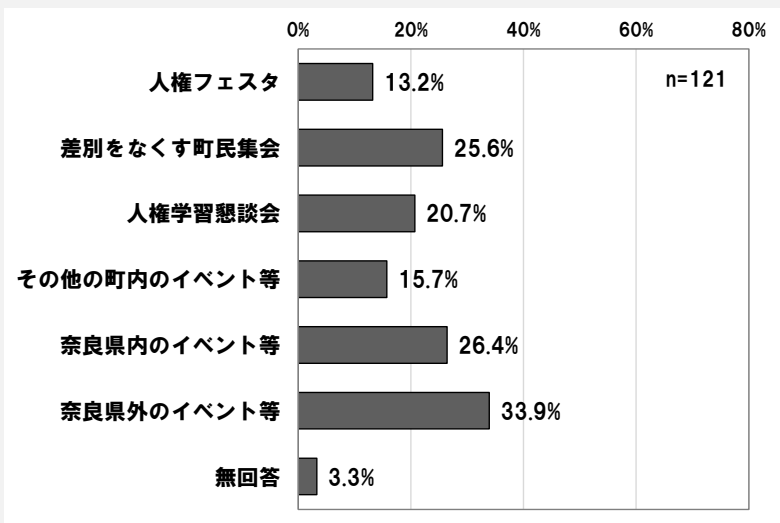


出典：「人権問題に関する町民意識調査報告書」(令和4(2022)年3月)

問10 <問9で「参加した」と答えた人にお聞きします。>

最近(3年程度)、あなたが参加した人権問題に関するイベント、講演会、研修会、学習会を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

○「奈良県外のイベント等」が最も多く 33.9%となっており、次いで「奈良県内のイベント等」が 26.4%、「差別をなくす町民集会」が 25.6%となっています。



出典：「人権問題に関する町民意識調査報告書」（令和4（2022）年3月）

<施策の方向性>

本町では、互いを認め合い共に生きる喜びを実感できるよう、人権教育・啓発に取り組めます。

(1) 家庭教育

少子高齢化が進み家庭を取り巻く環境が変化する中、子育ての悩みや不安を抱えた家庭が増加しています。

家庭教育は、全ての教育の出発点です。命を大切にできる心、日常生活の中での豊かな他人への思いやり、さらに善悪の判断等、人権を尊重する意識を育む上で家庭教育機能を高めていくことが大切です。

家族がかけがえのない存在として豊かな心を育む家庭教育ができるよう、学校、地域、団体などと連携した学習機会や相談体制を充実し、情報提供に努めます。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
—
<新たに実施を検討している取組>
○P T A連絡協議会に人権啓発用DVDの貸出や人権に関するパンフレット、相談窓口一覧及び啓発物品の配布
○すくすく広場やわくわく広場での若い世代の保護者に人権に関するパンフレット、相談窓口一覧及び啓発物品の配布
○プレパパ、プレママ講座に人権に関するパンフレット、相談窓口一覧及び啓発物品の配布
○子ども向けおはなし会で人権に関する絵本の読み聞かせの実施

(2) 地域社会に向けて

町民が時代に即した人権感覚を身につけて磨いていけるよう、行政として人権啓発の取組を幅広く展開する必要があります。王寺町公式LINEなどを活用して、人権学習懇談会、人権フェスタ、差別をなくす町民集会などの学習会やイベントを広く周知し、より多くの町民の参加に繋げていきます。

また、人権学習冊子の作成や広報、町ホームページなどの様々な媒体の活用により、人権に関する啓発のほか、街頭啓発を行います。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
○王寺町人権教育推進協議会、各自治会及び王寺町が連携した人権学習懇談会の開催 ○人権フェスタ、差別をなくす町民集会などの開催 ○義務教育学校5～9年生が作成した人権啓発ポスター・標語の展示 ○7月の「差別をなくす強調月間」、12月の「人権週間」での啓発物品の配布 ○町職員による「毎月11日は人権を確かめあう日」ワッペンを身に付けての啓発活動 ○差別落書きパトロールの実施 ○広報車による人権啓発 ○職員に研修会の実施 ○人権啓発無料レンタル傘の設置
<新たに実施を検討している取組>
○王寺町公式LINEを活用して、「毎月11日は人権を確かめあう日」、7月の「差別をなくす強調月間」、12月の「人権週間」を周知することにより、町民の人権意識の向上を図る。

(3) 学校教育

義務教育学校では子どもの生き抜く力を育む教育を目指して、成長段階に応じた教育を推進しており、子どもの人格形成や人権尊重の精神を育む上で重要な役割を担っています。また、子どもの発達段階に応じた人権尊重の心と態度、自己肯定感や自尊感情を育む教育も推進しています。さらに教職員を対象に王寺町人権教育研究会による授業を通しての研修会や教育講演会等を開催し、教職員の人権感覚を高め、いじめ等への対応の徹底や人権教育推進体制の整備も進めています。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
○児童生徒及び保護者・職員を対象とした専門家による講演会の実施（インターネットを正しく安全に利用する方法や犯罪等に巻き込まれた時の対処方法など） ○共生社会の実体験として「車いす体験」や「アイマスク体験」などの福祉体験学習の実施 ○性的マイノリティに関する正しい理解を促進するための取組の実施 ○教職員に対する研修会を実施
<新たに実施を検討している取組>
—

2 人権相談・支援体制の強化

<現状と課題>

王寺町では、毎月2回（第1・3月曜日）、人権擁護委員による人権に関する相談窓口を開設するとともに、特設人権相談（6月「人権擁護委員の日」、7月「差別をなくす強調月間」、12月「人権週間」）を実施しています。また、奈良地方法務局等でも人権問題に関わる様々な相談窓口を開設しています。

様々な機会や広報媒体を活用して、相談窓口や相談活動の周知を図ることが必要です。また、社会情勢の変化に伴い、相談内容は様々な要因が絡みあって複雑になるとともに、新たな人権問題が生じており、今後は総合的な相談・支援が重要となります。

本町で令和4（2022）年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

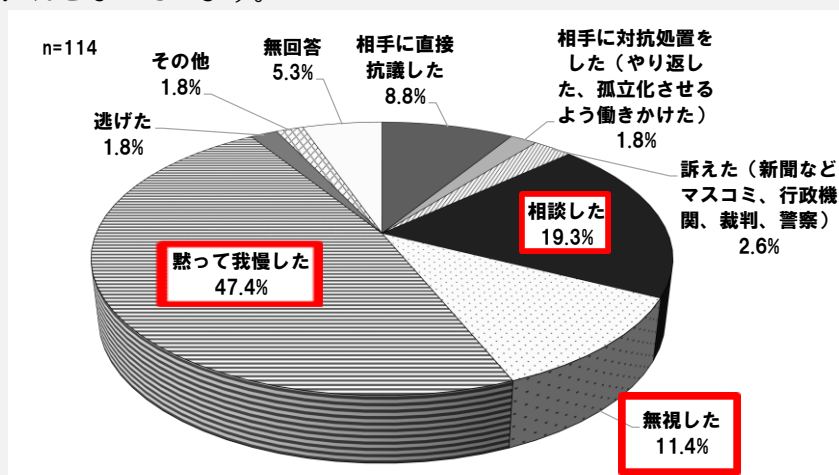
「最近5年間で自分の人権が侵害されたと思った時、あなたはどのように対応しましたか」との問いに対して「相談した」が19.3%で、その相談先が「友人や身近な人」が最も多く77.3%、次いで「家族」が54.5%であったが、専門性の高い「法務局や人権擁護委員」は回答なしでした。このことから様々な機会や広報媒体を活用して、相談窓口や相談活動の周知を図ることが必要です。

さらに、個々の相談窓口では対応が困難な場合などは適切な専門的な相談機関へ円滑につながられるよう、各種相談機関との連携強化が必要であるとともに、相談窓口の専門性、信頼性の向上を図るため、相談員への研修等を充実し、資質の向上を図ることが必要です。

<人権問題に関する町民意識調査の結果>

問3-3 人権侵害を受けた時、あなたはどのように対応しましたか。（あてはまるもの1つに○）

○「黙って我慢した」が最も多く47.4%となっており、次いで「相談した」が19.3%、「無視した」が11.4%となっています。

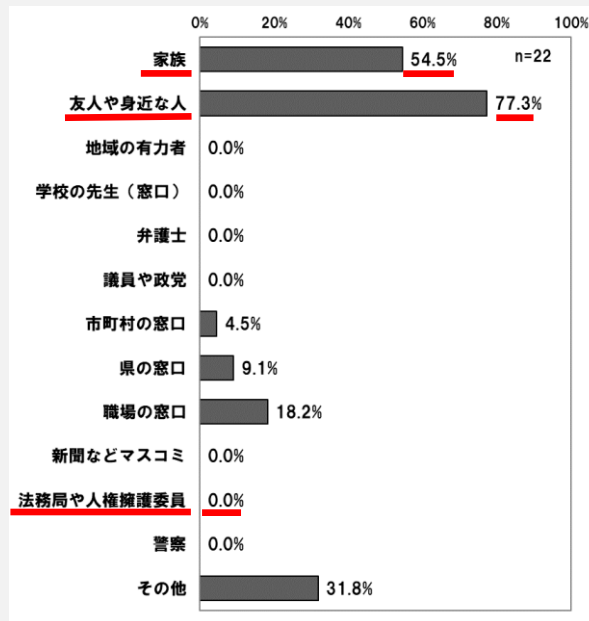


出典：「人権問題に関する町民意識調査報告書」（令和4（2022）年3月）

問3-4 <問3-3で、「4.相談した」と答えた人にお聞きします。>

そのとき、あなたは誰に相談しましたか。(あてはまるものすべてに○)

○「友人や身近な人」が最も多く77.3%となっており、次いで「家族」が54.5%となっています。

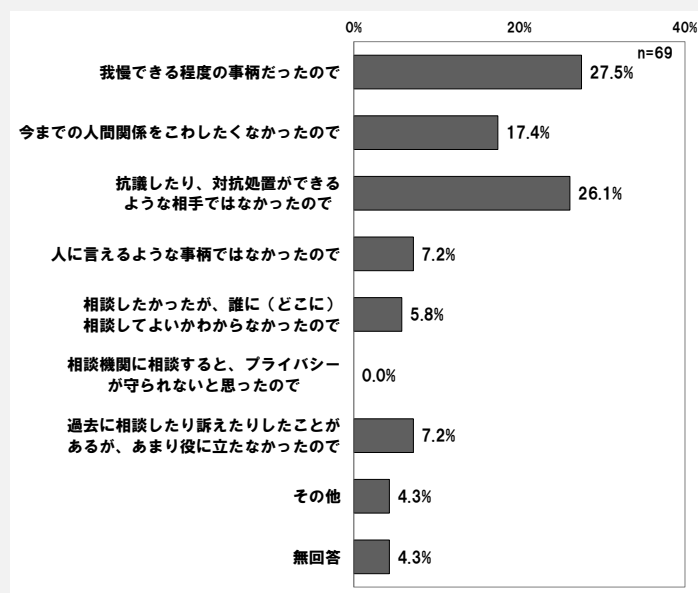


出典：「人権問題に関する町民意識調査報告書」(令和4(2022)年3月)

問3-5 <問3-3で、「5.無視した」「6.黙って我慢した」「7.逃げた」と答えた人にお聞きします。>

そのとき、あなたは何故、そのように対応しましたか。(あてはまるもの1つに○)

○過去に相談したり訴えたりしたことがあるが、あまり役に立たなかったのが7.2%、「相談したかったが、誰に(どこに)相談してよいかわからなかったのが5.8%、「相談機関に相談すると、プライバシーが守られないと思ったのが0%となっています。



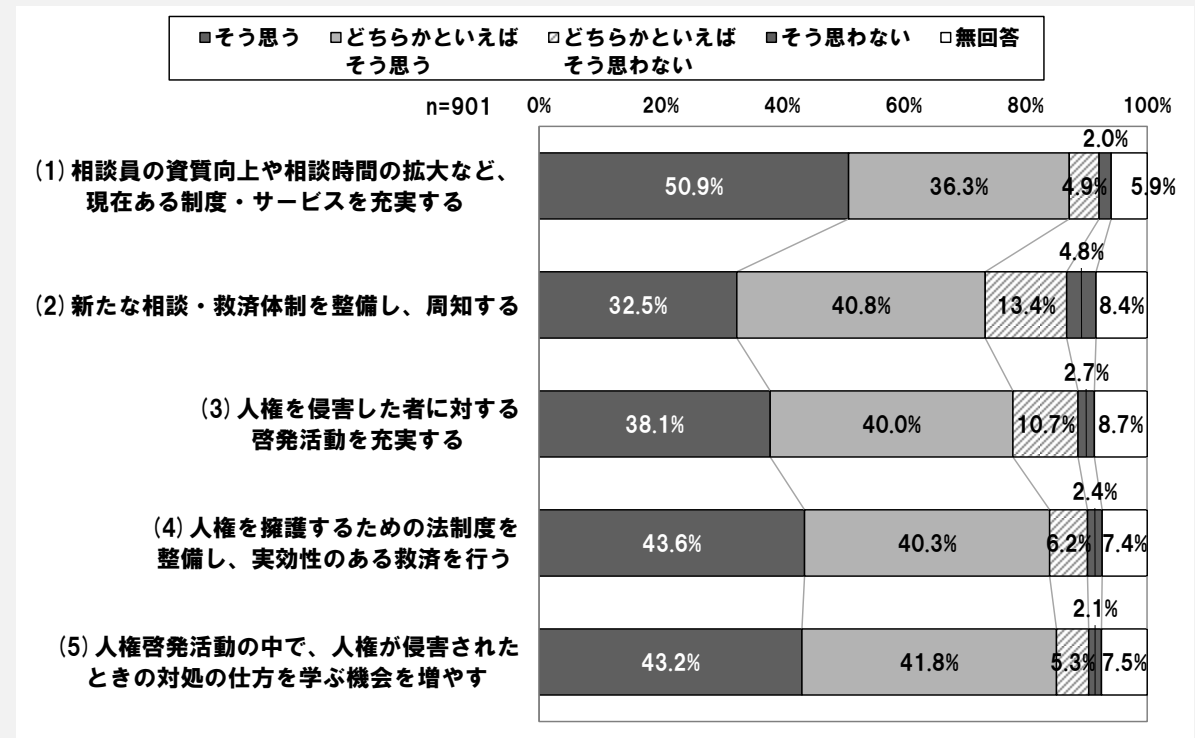
出典：「人権問題に関する町民意識調査報告書」(令和4(2022)年3月)

問6 人権侵害に対する相談や救済に関する次の事項について、あなたは必要だと思いますか。

((1)~(5)それぞれ、あてはまるもの1つに○)

○全ての項目で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせて70%以上となっています。

○「そう思う」が多い順に、「(1)相談員の資質向上や相談時間の拡大など、現在ある制度・サービスを充実する」(50.9%)、「(4)人権を擁護するための法制度を整備し、実効性のある救済を行う」(43.6%)、「(5)人権啓発活動の中で、人権が侵害されたときの対処の仕方を学ぶ機会を増やす」(43.2%)となっています。



出典：「人権問題に関する町民意識調査報告書」（令和4（2022）年3月）

<施策の方向性>

- ・「人権が侵害されたと思った時」というのは人によって様々な事象が考えられるため、王寺町の窓口で全般的な相談を受け、必要に応じて、人権侵害された事象ごとに適切な相談窓口を案内します。
- ・相談窓口や相談機会の情報を広報、ホームページなどの広報媒体を活用しながら、悩みを抱える本人や関わりのある人たちに届くよう、様々な機会を捉えて周知及び啓発に努めます。
- ・相談者に信頼され、安心できる相談窓口として有効に機能するため、相談員研修の充実を図るとともに、町民が人権問題で悩んだとき、迅速な対応ができるよう法務局など関係機関との連携を強化し、気軽に利用できる相談体制の充実と周知に努めます。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
○毎月2回（第1・3月曜日）人権相談窓口の開設 ○特設人権相談（6月「人権擁護委員の日」、7月「差別をなくす強調月間」、12月「人権週間」）窓口の開設 ※上記の相談窓口を含め、全体的に人権相談についての相談機会を増やすことを検討
<新たに実施を検討している取組>
○広報紙である王伸と町公式ホームページに加えて、王寺町公式LINEを活用して、人権相談窓口の開設についての周知 ○様々な人権侵害の事象に対応するため、なら人権相談ネットワーク（相談窓口一覧）を広報 ○奈良地方法務局等の県内の人権相談窓口の周知

第4章 分野別の人権施策の具体的な取組について

1 具体的な取組

(1) 部落差別

<現状と課題>

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、日本固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、昭和44(1969)年から33年間、同和对策事業特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は成果を上げ、格差は改善されました。

しかし、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることから、部落差別は「許されないもの、解消すべきもの」との認識より、国では「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28(2016)年12月）、奈良県では「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」（平成31(2019)年3月）が施行されました。

今後は、人権教育・啓発により新たな差別を生むことがないように留意しながら、真に問題の解消に資するよう内容や手法に配慮し、この問題について関心と理解を深めていくことが必要です。部落差別について、誤った知識を持っている人が家族や周囲の人、インターネットを通してさらに誤った知識を拡散していくことから、誤った知識に惑わされないよう正しい知識を広めていくことが必要です。

本町で令和4(2022)年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

関心がある人権課題では、「部落差別（同和問題）」は第12位で33.4%となっています。また、取組が必要な人権課題では、第13位で34.6%となっています。

<施策の方向性>

- ・ 部落差別についての正しい知識を得るため学校や地域における教育、啓発活動を推進します。
- ・ 部落差別に関する人権侵害事業について、県市町村人権・同和問題「啓発連協」や奈良地方法務局等など、関係機関・団体等と連携して、町民が安心して相談できる体制づくりに取り組みます。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
<ul style="list-style-type: none">○人権学習懇談会の開催○人権フェスタ、差別をなくす町民集会などの開催○町職員による「毎月11日は人権を確かめあう日」ワッペンを身に付けての啓発活動○人権啓発ポスターの展示○7月の「差別をなくす強調月間」や12月の「人権週間」での啓発物品の配布○差別落書きパトロールの実施○職員や教職員に研修会の実施○広報車による人権啓発○住民票の写しや戸籍謄本等の第三者等への交付に係る本人通知制度 (事前登録型本人通知制度^{※2})○人権擁護委員による人権相談
<新たに実施を検討している取組>
<ul style="list-style-type: none">○王寺町公式LINEを活用し、「毎月11日は人権を確かめ合う日」、7月の「差別をなくす強調月間」、12月の「人権週間」を周知○奈良地方法務局等の県内の人権相談窓口の周知○住民票の写しや戸籍謄本等の不正取得に係る本人通知制度の導入と広報紙等による周知(告知型本人通知制度^{※3})

※2 事前登録型本人通知制度とは、住民票の写し等を代理人や第三者に交付した際に、事前に登録した方に対して、その交付した事実を通知する制度で、住民票の写しや戸籍謄抄本等の不正請求及び不正取得による個人の権利・利益の侵害の防止を図ることを目的としたものです。

※3 告知型本人通知制度とは、判決等で住民票の写し等の不正取得が明らかになった場合に、事前登録型本人通知制度への登録の有無にかかわらず、その旨を本人に通知する制度です。

(2) 外国人

<現状と課題>

我が国に在留する外国人は、令和5(2023)年6月末の時点で320万人を超え、過去最多となりました。そのような中であっても、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)が大きな社会問題になっていることから、国ではヘイトスピーチ解消法(平成28(2016)年6月)が施行され、奈良県では「奈良県外国人総合相談窓口」(平成31(2019)年)が設置されました。

言語、宗教、習慣、肌の色の違い、これらの無理解から外国人に対して閉鎖的な態度を取ることから、国籍や民族を問わず全ての人の人権が尊重され、お互いの異なる文化や習慣、価値観などを認め合い、理解・尊重し、偏見や差別をなくし、同じ地域の一員としてそれぞれの文化や生活習慣の違いを認め合い、多様性を受け入れて共に暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指し、相談窓口の整備や情報提供を行うとともに、相互理解と相互交流を深める取組が求められ、差別をなくしていく必要があります。

いまだ解決しない人権問題や社会環境の変化により、新たな人権問題が生じています。多様な人権問題に対して、町民の理解を深めるとともに、国や県の動向を把握し関係機関と連携のもと適切な対応が必要です。

本町で令和4(2022)年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

関心がある人権課題では、「外国人の人権」は第10位で37.1%、「ヘイトスピーチ」は第17位で28.6%となっています。

また、取組が必要な人権課題では、「外国人の人権」は第17位で30.9%、「ヘイトスピーチ」は第10位で35.6%となっています。

<施策の方向性>

- ・それぞれの国の文化や生活習慣の違いを理解するための教育や町民の国際感覚の醸成のため交流の場を開設します。
- ・在住外国人への相談、支援の充実を図ります。
- ・ヘイトスピーチ解消法を周知するなど、ヘイトスピーチの防止に努めます。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
○紛争等の避難民の受入(再開発住宅3戸)
<新たに実施を検討している取組>
○「なら人権相談ネットワーク」の外国人に関する相談窓口を広報などで周知
○職員や教職員に対する研修会を実施
○多言語ユニバーサル情報配信ツールの導入

(3) 女性

<現状と課題>

「日本国憲法」に男女平等の理念は明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」等によって、男女平等の原則が確立されています。しかし、いまなお「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む一因となっています。

また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力（DV）、職場におけるセクシュアルハラスメントや、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も、近年多く発生しています。

国では、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供と、その個性と能力が十分発揮できるようにすることを目的に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成28(2016)年4月）、また、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与するため「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成30(2018)年5月）が施行されました。

さらに、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力、家庭関係破綻など複雑化、多様化しており、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題であることから、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行が予定されています（令和6(2024)年4月）。

女性の人権を侵害する配偶者からの暴力（DV）や職場でのセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の解消に努め、誰もが安心して生活できる社会を構築していく必要があります。

本町では、以上の動向を踏まえて「王寺町男女共同参画計画」（令和5(2023)年3月）を策定しました。

性別、年齢を問わず男女共同参画の意識は進んでいますが、一方でいまだに社会制度や慣行による固定的な性別役割分担は根強く残っており、誰もが男女共同参画について正しい理解が進むよう、広報や講座等を通じて男女共同参画の意識を高めていくことが必要です。

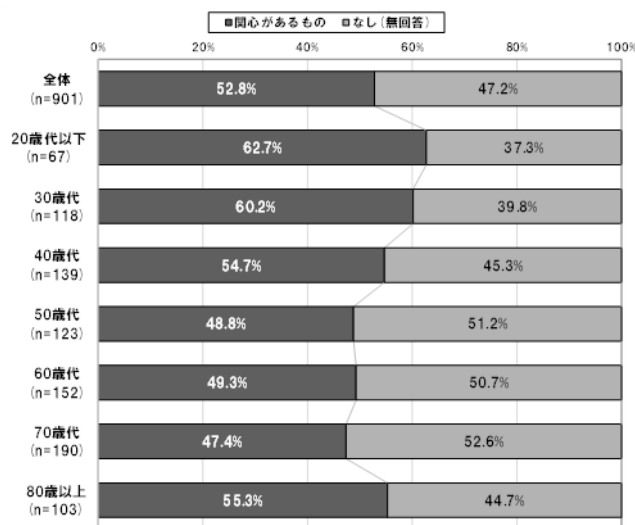
女性の社会参加や活躍の機会が奪われることなく、また、女性は、性犯罪・性暴力、DV、ハラスメント等の対象となりやすく、こうした被害から守ることが必要です。特に、DVは、外部から発見しづらい家庭内や親密な男女間で行われるため、問題が潜在化しやすい傾向にあり、DVの被害者の多くは女性です。女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画を目指す上で克服すべき課題となっています。

本町で令和4(2022)年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

関心がある人権課題では、「女性の人権」は第2位で52.8%となっています。20歳代から40歳代と80歳以上では、「関心がある」と回答した割合が全体より高くなっています。

また、取組が必要な人権課題では、第9位で37.4%となっています。

●関心があると回答した割合（年代別）



出典：「人権問題に関する町民意識調査報告書」（令和4（2022）年3月）

< 施策の方向性 >

- ・「王寺町男女共同参画計画」（令和5（2023）年3月）の施策を推進することにより、様々な分野で女性の参画を進め、女性の人権が尊重される社会の実現に取り組みます。
- ・女性に対する暴力は重大な人権侵害であることを町民に周知啓発するとともに、関係機関と連携し、相談や自立支援に取り組みます。
- ・女性の参画や能力発揮を支援するため、町内の女性団体と連携し、講座を実施するなど町民の男女共同参画意識の醸成に努めます。

< 主な取組内容 >

< 現在実施している主な取組 >
○図書館で男女共同参画週間に合わせた関連本の展示
○「なら人権相談ネットワーク」のDV被害や女性が抱える様々な問題に関する相談窓口の案内
< 新たに実施を検討している取組 >
○すくすく広場やわくわく広場での若い世代の保護者に人権に関するパンフレット、相談窓口一覧及び啓発物品の配布
○プレパパ、プレママ講座に人権に関するパンフレット、相談窓口一覧及び啓発物品の配布
○暴力やハラスメント防止の広報、啓発活動の実施
○職員や教職員に対する研修会を実施

(4) 子ども

<現状と課題>

文部科学省が実施した令和4(2022)年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は約9万5千件、いじめの認知件数は約68万2千件であり、依然として憂慮すべき状況にあります。

人権侵犯事件においても、令和4(2022)年には、学校におけるいじめ事案が1,065件、教育職員による体罰に関する事案が78件、親の子に対する暴行・虐待事案が313件と高水準で推移しています。

国では、社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備するため「いじめ防止対策推進法」(平成25(2013)年9月)が施行されました。

急速な少子化や核家族化、また、共働き世帯の増加等により、子どもを取り巻く環境は、日々大きく変化しており、特に近年では「子どもの貧困」が深刻な社会問題として議論されています。家庭においては、保護者が子育ての負担や不安などから児童虐待を引き起こすという問題が発生しています。

国では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成26(2014)年1月)が施行されました。さらに、民法には、親権を行う者がその子に対して、監護及び教育に必要な範囲内で懲戒(不正・不当な行為に対して、制裁を与えること)することができるという規定があったが、これが児童虐待の口実に使われることがあることからその規定が削除され、「民法等の一部を改正する法律案」(令和4(2022)年12月)が施行されました。

奈良県では、「奈良県いじめ防止基本方針」(平成28(2016)年3月)、「経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画」が策定されました。

本町では、以上を踏まえて「王寺町いじめ防止基本方針」(平成28(2016)年12月)を策定しました。

今後は益々、学校、家庭、地域社会等が互いに連携を図り、それぞれの機能を十分発揮し、子どもの人権尊重と人権擁護に向けた取組を推進し、適切に対応していくことが大きな課題となっています。そのため、様々な関係機関と連携して、情報共有や支援の検討を行っていますが、年々、複雑化・困難化する事案に対応するため、関係機関の一層の連携と、専門性の強化が求められています。

また、本来大人が担うべき家事や家族の世話、介護等を行うヤングケアラーについても、今後の支援体制の整備が課題となっています。

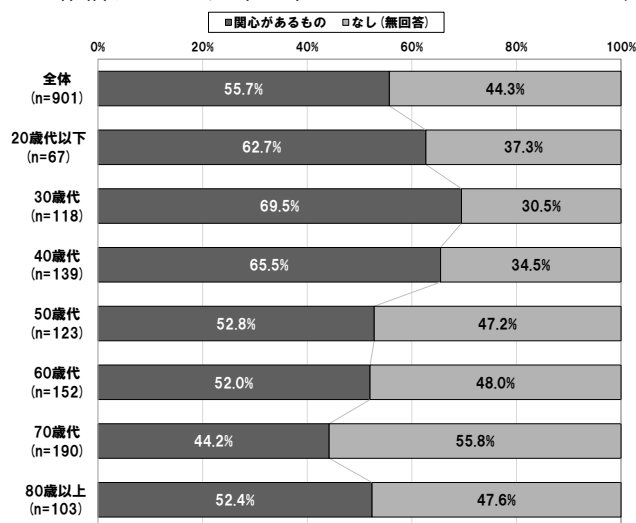
学校においては、いじめや不登校、SNSや掲示板等を使ったインターネット上のトラブルが増加しています。そのほか、いろいろな要因によって学校に行けない不登校児童も増加しており、学校教育においてもあらゆる配慮が求められます。一例ですが、生理用品については、生活困窮家庭で購入が難しい子どもや性に関することで学校に相談できない生徒もお

り、学校トイレに生理用品が設置されていないことで、心理的安全性が確保されず登校できない子どももいる状況があります。また、インターネット上における児童ポルノの氾濫や性的虐待など、児童を性的に商売の道具にする商業的搾取の問題も懸念されています。時代の変化によって、子どもの人権に関する課題は多様化していますが、子どもは一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

本町で令和4(2022)年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

関心がある人権課題では、「子どもの人権」は第1位で55.7%となっています。20歳代から40歳代では、「関心がある」と回答した割合が全体より高くなっています。

また、取組が必要な人権課題では、第6位で42.8%となっています。



出典：「人権問題に関する町民意識調査報告書」(令和4(2022)年3月)

<施策の方向性>

- ・ 子ども一人ひとりが、生命を大切に作る心、自他の人格を尊重しお互いの個性を認め合う心などの「豊かな心」を育むため、人権教育の内容や活動をすべての領域、教科に位置づけ、教育活動全体を通じて推進します。
- ・ 不登校、いじめ、育児不安、虐待等の子どもをとりまく諸問題を解決する教育相談を継続して取り組みます。
- ・ 児童虐待や、ヤングケアラーなど困難を抱える子どもやその家庭への支援の充実に取り組みます。
- ・ 教職員の人権尊重の意識を高め、人権感覚を養うため、研修会や実践発表会を行い、人権を尊重した学習環境の整備を進めます。

<主な取組内容>

<p><現在実施している主な取組></p> <ul style="list-style-type: none">○教育カウンセリング事業の実施 教育相談（不登校、発達上の問題等）、心の教室（不登校、体調面等）、ふれあいフレンド（支援員の各学校への配置、学習や生活指導等のふれあい活動）○人権擁護委員による義務教育学校5～9年生を対象に人権の花（ひまわり）の植栽を実施○児童虐待防止啓発ポスターの掲示○こども食堂の実施
<p><新たに実施を検討している取組></p> <ul style="list-style-type: none">○PTA連絡協議会で人権啓発用DVDの貸出しや、人権に関するパンフレット、相談窓口一覧及び啓発物品の配布○すくすく広場やわくわく広場での若い世代の保護者に人権に関するパンフレットや相談窓口一覧、啓発物品の配布○子ども向けおはなし会で人権に関する絵本の読み聞かせの実施○突然の初潮などによる心理的な混乱が不登校につながらないように義務教育学校4年生以上のトイレに生理用品を設置○「子どもの貧困」対策として、これまで学校、教育委員会、福祉担当課が連携してきたが、子どもの人権という観点から人権担当課も含めた情報共有の推進

(5) 高齢者

<現状と課題>

近年、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上となっています。このような中、介護者等による身体的・心理的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっています。

平成7(1995)年12月、国民一人一人が生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会を目指して「高齢社会対策基本法」が施行され、平成8(1996)年7月には、同法に基づき、「高齢社会対策大綱」が策定されました(現行の大綱は平成30(2018)年2月閣議決定)。

また、高齢者の尊厳を守るため、平成18(2006)年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応のための施策が進められています。

さらに、平成30(2018)年12月には、「障がいの有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会」の実現に向けて、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。同法に基づいて、関係省庁が連携しながら、ユニバーサル社会の実現に向けた取組を推進しています。

加えて、令和元(2019)年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進しています。

国では、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援のため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成18年4月)が施行されました。さらに、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるように「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和5(2023)年6月)が成立し、1年以内に施行される予定です。

誰もが住み慣れた地域でその人らしく、また、安心して生活できる環境づくりが求められており、高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にすることを育てる必要があります。

配慮や支援を必要とする人々の権利を守るため、成年後見制度をはじめ、権利擁護に関する制度の利用促進や取組の充実を図り、利用しやすい制度を整える必要があります。また、高齢者虐待に関する相談は年々増加する傾向にあり、高齢者虐待を防止するため、虐待の早期発見及び迅速かつ適切な対応を図る必要があります。

本町で令和4(2022)年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

関心がある人権課題では、「高齢者の人権」は第6位で46.4%となっています。

また、取組が必要な人権課題では、第8位で37.7%となっています。

<施策の方向性>

- ・「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、高齢者の人権を守るため関係機関と連携しながら、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや制度の周知、啓発及び安心して利用できる環境整備を推進します。
- ・地域の関係機関、福祉団体等のネットワークを強化し、虐待の早期発見、早期対応や未然防止ができる体制の充実を図ります。
- ・関係機関が連携し、啓発や積極的な情報交換、相談体制の充実を図ります。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
○権利擁護、虐待の早期発見、防止の相談支援の実施
○高齢者向けに「シルバーウォーク」の実施
○高齢者向けに「秋の明神山ふれあいワゴン」の実施
<新たに実施を検討している取組>
○認知症理解のための講演会の実施
○職員や教職員に対する研修会を実施

(6) 障がい者

<現状と課題>

国では、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（平成24(2012)年10月）、また、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため平成25(2013)年制定の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28(2016)年4月）、さらにユニバーサル社会（年齢、性別、障がい、文化等の違いに関わりなく誰もが地域社会の一員として支え合い、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会）を目指し「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30(2018)年12月）が施行されました。

奈良県では、障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会の実現を目指し「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」（平成28(2016)年4月）が施行されました。

さらに、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解の促進及び手話の普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の構築を目指し「奈良県手話言語条例」（平成29(2017)年4月）が施行され、本町では、「王寺町手話言語条例」（令和2(2020)年9月）を施行しました。

障がい者に対する理解は進んできたが、依然として偏見やいじめ、虐待などは後を絶たないのが現状です。障がいについての十分な知識がないため、障がいのある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、本人や家族が差別的な言動を受けるなどの人権侵害を受けるケースも考えられることから、障がいのある人が社会の一員として尊厳を持った生活が送れるよう、様々な障がいに対する十分な理解と配慮が求められています。

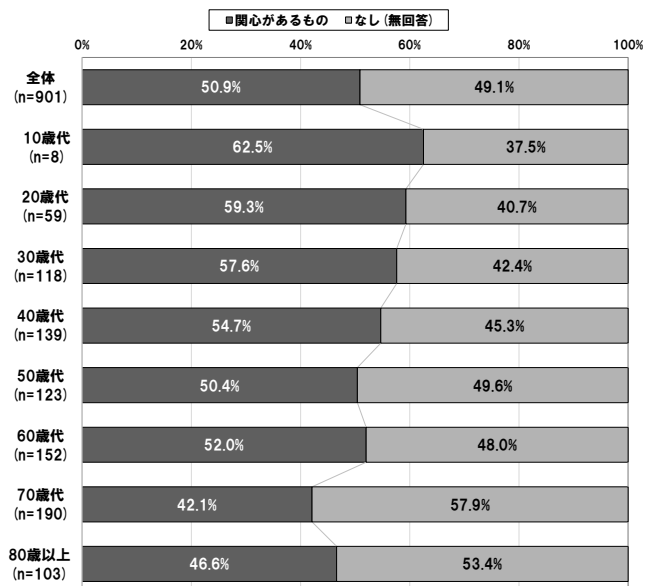
障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生・持続可能な社会を実現するためには、差別や偏見といった人の心の中にある障壁が取り払われ、障がいの特性や障がいのある人について社会全体で十分に理解されなければなりません。さらに、学校や家庭、職場、地域などの様々な場において、偏見や差別を解消する継続的な取組が必要です。

本町で令和4(2022)年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

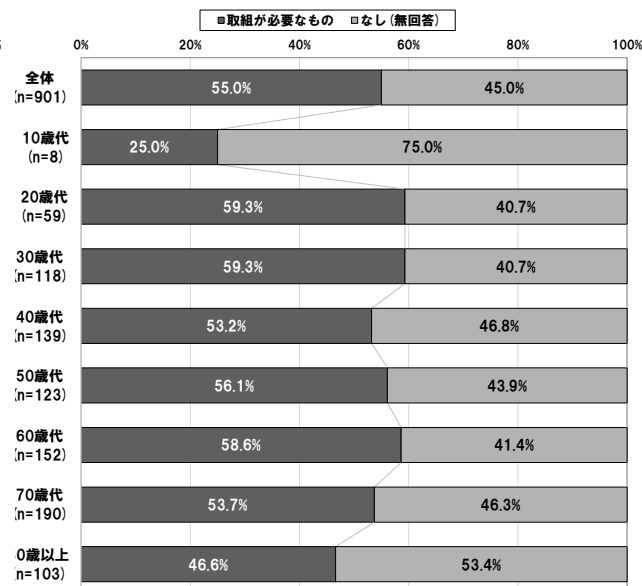
関心がある人権課題では、「障害を理由とする偏見や差別」は第3位で50.9%となっています。20歳代から40歳代と60歳代では、「関心がある」と回答した割合が全体より高くなっています。

また、取組が必要な人権課題では、第2位で55.0%となっています。20歳代、30歳代、50歳代、60歳代では、「関心がある」と回答した割合が全体より高くなっています。

●関心があると回答した割合（年代別）



●取組が必要と回答した割合（年代別）



出典：「人権問題に関する町民意識調査報告書」（令和4（2022）年3月）

<施策の方向性>

- ・障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら誰もが暮らしやすい共生社会を実現するため、町民が多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある人が困っていること、配慮の仕方や手助けの方法を知り、実践していけるよう啓発活動を推進します。
- ・町民・団体・事業者等と連携し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに取り組みます。
- ・「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」など、法制度の趣旨が広く伝わるよう、周知・啓発に取り組みます。
- ・様々な場や交流などを通じて、障がいのある人に対する町民の理解が深まるよう、取り組みます。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
<ul style="list-style-type: none">○共生社会の実体験として「車いす体験」、「アイマスク体験」などの体験会の実施○「合理的な配慮物品の購入助成事業」として、自治会館において、スロープ等物品の購入を助成○「王寺町手話言語条例」の取組として、義務教育学校3年生に、手話の学習会を開催○障がいのある人に対する理解と社会参加の促進を深める為、障がい者週間に合わせ、町内の障がい者福祉事業所利用者の作品展の実施○車椅子利用者が大ホールを利用される時のスペースの明示・確保○エレベーター内の操作ボタンや会議の入口での点字表示○点字図書、大型活字本、拡大読書器、車いすの設置○図書の郵送サービスの実施（制限あり）○マルチメディアデージー^{※4}図書の貸出実施
<新たに実施を検討している取組>
<ul style="list-style-type: none">○企業やお店などの事業者が障がいのある人に対して、「合理的な配慮」を行わないことが法によって禁止されていることの周知○ユニバーサル広報ツールの導入○王寺町地域活動支援センターichinino^{※5}での障がいへの理解を深めるための機会の創出○職員や教職員に対する研修会を実施○「職員対応要領」の制定

※4 マルチメディアデージーとは、音声と一緒に、文字や画像が表示されるデジタルシステムのことです。

※5 王寺町地域活動支援センターichininoとは、障がいのある人などが地域社会とのつながりを持てるよう、居場所づくりの活動を行っている施設のことです。

(7) インターネットによる人権侵害

<現状と課題>

インターネットが普及する一方で、その匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、拡散など、人権に関わる様々な問題が発生しています。こうした行為は人を傷つけるものであり、書き込みをした人が罪に問われることもあります。

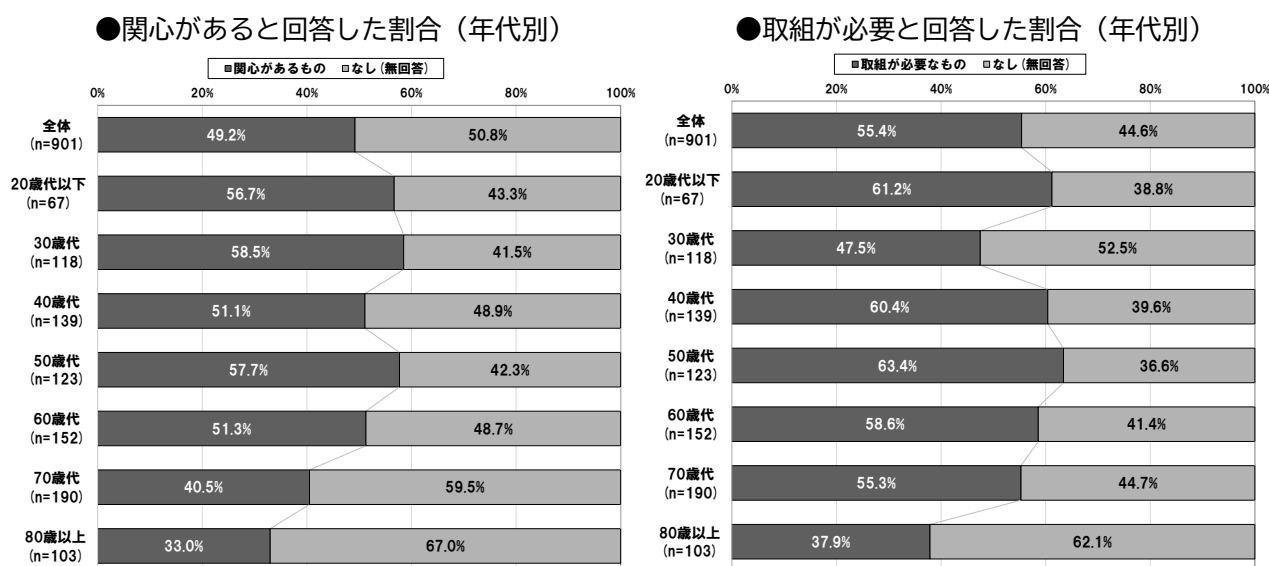
国では、インターネット上の誹謗中傷に対応するため、侮辱罪が厳罰化され、法定刑に「1年以下の懲役・禁固又は30万円以下の罰金」が加わった「刑法の一部を改正する法律」（インターネット上の誹謗中傷の厳罰化）（令和4（2022）年7月）が施行されました。

そのため、一般のインターネット利用者の一人ひとりが、正しい情報モラルに関する理解を深めることが重要であり、ネット上のいじめや有害な情報から子どもを守るため、個人のプライバシー、名誉に関する正しい理解を深めるための啓発活動や、学校においても情報モラル教育を推進していくことが必要です。

本町で令和4（2022）年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

関心がある人権課題では、「インターネットによる人権侵害」は第5位で49.2%となっています。20歳代から40歳代と60歳代では、「関心がある」と回答した割合が全体より高くなっています。

また、取組が必要な人権課題では、第1位で55.4%となっています。20歳代から40歳代と60歳代では、「関心がある」と回答した割合が全体より高くなっています。



出典：「人権問題に関する町民意識調査報告書」（令和4（2022）年3月）

<施策の方向性>

- ・正しい利用ルールやマナーなど人権の視点を踏まえたインターネット利用上の注意点について、様々な層を対象にした啓発を推進します。
- ・学校教育においては、インターネットやSNSの正しい利用ルールやマナーを身に付けるための学習を進めます。
- ・町民に向けて、本人通知制度の周知及びプライバシーや個人情報の保護に関する正しい知識と情報が得られるよう啓発を行います。
- ・町職員に向けて、セキュリティ意識の向上を図るとともに、行政システムのセキュリティ強化に取り組みます。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
○「県インターネット掲示板差別書き込みについて考えるプロジェクト会議」への参加 ○各校において、児童生徒及び保護者・職員を対象とした専門家による講演会の実施（インターネットの正しく安全に利用する方法や犯罪等に巻き込まれた時の対処方法など）、情報モラル教育の推進
<新たに実施を検討している取組>
○正しい利用ルールやマナーなど人権の視点を踏まえたインターネット利用上の注意点について広報紙である王伸と町公式ホームページで周知

(8) 災害によるもの

<現状と課題>

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、甚大な人的・物的被害をもたらした未曾有の大災害です。震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行動は、人権侵害だけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。

東日本大震災など大規模災害時において、避難所におけるプライバシーの問題や、高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人たちへの配慮等が問題となりました。また、近年頻発する台風や集中豪雨などによる自然災害時においても、人権に配慮した被災者支援や避難所運営の在り方が問われるようになっていきます。

いまだ解決しない人権問題や社会環境の変化により新たな人権問題が生じています。多様な人権問題に対して、町民の理解を深めるとともに国や県の動向を把握し、関係機関と連携のもと適切な対応が必要です。

それぞれの人権が尊重されるよう、多様な視点に十分配慮するとともに、人権侵害を発生させないよう避難者の人権に配慮した避難所の整備が必要です。要配慮者については、地域ぐるみの支援体制の構築が求められます。

本町で令和4(2022)年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

関心がある人権課題では、「東日本大震災に起因する偏見や差別」は第13位で31.6%となっています。

また、取組が必要な人権課題では、第14位で34.2%となっています。

<施策の方向性>

- ・災害時における要配慮者については、「王寺町地域防災計画」などにに基づき、地域ぐるみの支援体制の構築に努めます。
- ・人権に配慮した避難所を整備するとともに、避難者の健康維持に努めます。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
○災害時要支援者名簿の活用及び個別避難計画に基づく適切な避難誘導
○被災者への町営住宅の一時使用許可（桃山住宅）
<新たに実施を検討している取組>
○障がい者や女性などの目線に立った避難所の環境改善の検討

(9) LGBTQについて

<現状と課題>

LGBTQ（性的少数者）であることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々があります。これらの人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けています。

このような偏見や差別を解消するため、労働施策総合推進法の改正（令和2（2020）年6月施行）に基づいて定められたパワーハラスメント防止のための指針において、相手の性的指向等に関する侮辱的な言動を行うこと等をパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記したり、性的マイノリティに関する企業の取組事例集等を作成・周知するなど、職場における性的マイノリティに関する正しい理解を促進するための取組が進められています。

また、学校等においても、児童生徒等に対するきめ細かな対応や、適切な教育相談が行われるよう、教育関係者への働きかけが行われています。

国では、性同一性障がい（生物的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であること）を抱える者における社会生活上の様々な問題を解消するため「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成15（2003）年7月）、また性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）及びジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識）の多様性に関する国民の理解の増進を図るために、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5（2023）年6月）が施行されました。

LGBTQの人たちに対する偏見や差別をなくしていくために性的指向や性自認などの多様な性のあり方を正しく理解し、様々な啓発活動を推進することが必要です。

本町で令和4（2022）年1月に実施した「人権問題に関する町民意識調査」では、次のような結果でした。

関心がある人権課題では、「性的指向及び性自認（性同一性を理由とする偏見や差別）」は第9位で37.7%となっています。

また、取組が必要な人権課題では、第7位で39.4%となっています。

<施策の方向性>

- ・ LGBTQに対する理解を深めるための啓発に努めます。
- ・ 学校における自分の性別に違和感を持つ児童生徒に対するきめ細かな対応に努めます。

<主な取組内容>

<現在実施している主な取組>
○LGBTQに関する正しい理解を促進するため「差別をなくす町民集会」などのイベントを開催
○職員や教職員に研修会の実施
○町人権推進協議会総会での解決課題としての提案。
○性的マイノリティに関する取組事例を周知するなど、学校における性的マイノリティに関する正しい理解を促進するための取組
○児童生徒等に対するきめ細かな対応や、適切な教育相談が行われるよう、相談員、支援員の配置
<新たに実施を検討している取組>
○LGBTQに対する理解を深めるため広報で啓発
○パートナーシップ制度の調査、研究

第5章 計画の推進

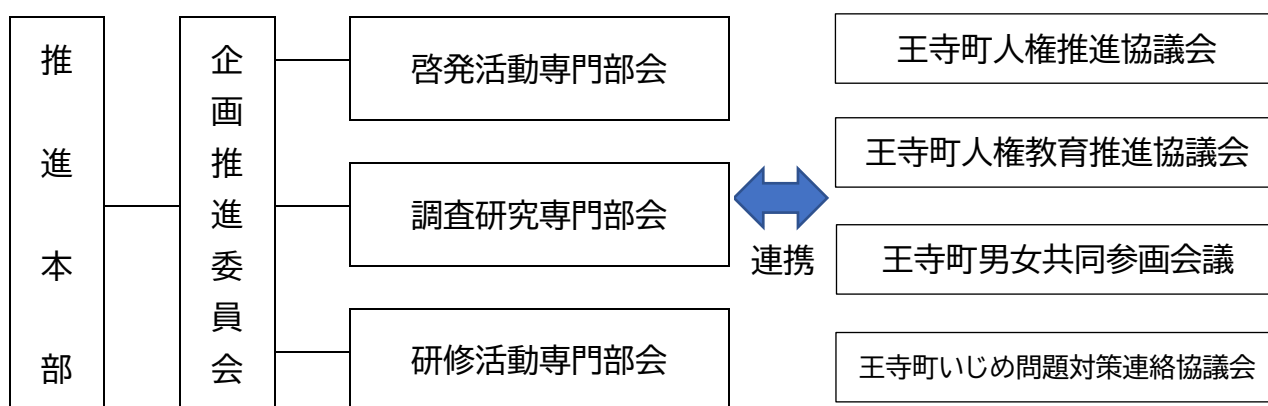
1 推進体制

(1) 庁内の連携体制

行政は、町民一人ひとりの日常生活に深く関係しており、全ての部門において人権に関わりがあります。人権教育・啓発を推進するためには、全庁的に具体的に取り組んでいく必要があります。

関係部局等からの情報を集約し、人権に係る現状・問題の把握ができる体制を整え、本計画の達成に向けて、「王寺町人権問題啓発活動推進本部」を中心に「王寺町人権推進協議会」や「王寺町人権教育推進協議会」などと調整を図りながら、人権施策を総合的かつ計画的に推進します。

《王寺町人権問題啓発活動推進本部専門部会組織図》



(2) 地域との連携体制

人権問題は地域社会全体の問題であることから、行政の施策だけでなく、様々な主体が人権施策に参画し、連携して取り組む必要があります。そのため、地域社会と一体となってあらゆる人権問題の教育及び啓発を推進し、地域住民との関わりを深くもって人権尊重の取組を活性化させることが重要です。

本町では、人権教育・啓発活動や人権に関する相談など、人権施策が広範な取組として展開できるよう、人権擁護委員、県市町村人権・同和問題「啓発連協」、奈良地方法務局などと密接に連携し、情報の共有化を図り、効率的な啓発活動の実施を進めます。

また、これからの人権施策を実施する上で、町民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、本計画の趣旨が広く町民に浸透するよう様々な機会を捉えてその周知を積極的に行います。

2 進行管理

この計画に沿った人権施策を、全ての部局において総合的かつ効果的に実施されるよう、実施状況の点検及び評価を行います。

また、幅広く町民の意見を反映させるため調査等を通して様々な人権に関する情報と意見を収集するとともに、王寺町人権推進協議会において、必要に応じて本計画の見直しを行います。